

岩美町家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩美町家庭用生ごみ処理機等購入費補助金（以下「本補助金」という。）について、岩美町補助金等交付規則（平成 11 年岩美町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本補助金は、家庭用生ごみ処理機(以下「処理機」という。)又は生ごみ水切り容器(以下「容器」という。)を設置する者に対し、本補助金を交付することにより、処理機及び容器(以下「処理機等」という。)の設置を促進し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源の再利用意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、処理機とは、生ごみの肥料化又は減量化を行うものをいう。容器とは生ごみから水分を分離する水切り容器をいう。

(補助金の交付)

第 4 条 本補助金は、町内に住所があり、次の要件のいずれにも該当するときに、申請者に対して交付するものとする。

- (1) 処理機等を町内に設置すること。
- (2) 自らの用に供すること。
- (3) 本人及び同居する家族が、町税等及び水道料金、下水道等使用料及び下水道事業受益者負担金等の滞納がないこと。ただし、滞納がある場合であっても分割納付を制約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。

(補助対象基数及び個数)

第 5 条 本補助金の対象となる処理機等は、本要綱の施行期間中に 1 世帯当たり処理機は 1 基、容器は 1 個とする。

(補助対象経費)

第 6 条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施行日以降の処理機等の購入に要する経費とする。

(補助金額の算定等)

第 7 条 本補助金は、補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額(100 円未満の端数を切り捨てた額とし、処理機は 1 基につき 30,000 円を、容器は 1 個につき 2,000 円を上限とする。)とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、岩美町家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添付して、購入の日から6ヶ月以内に町長に申請しなければならない。

(1) 処理機の添付書類

購入に係る領収書及び保証書の写し

(2) 容器の添付書類

購入に係る領収書

(3) 町税等の滞納がないことの確認調査を行うことへの同意書(様式第4号)

(交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を決定し、岩美町家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第17条の規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(交付方法)

第11条 本補助金の交付は、規則第20条の規定する補助金等交付請求書(様式第3号)により申請者が指定する金融機関等を通じ口座に振込む方法で行なうものとする。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱に基づいて町長に提出する書類の部数は1部とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成34年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限りその効力を失う。